吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　六十三頁（号外第七十六号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地

（甲）キリンビバレッジ株式会社

代表取締役　井上　一弘

宮城県仙台市宮城野区田子三丁目一八番六号

（乙）仙台キリンビバレッジサービス株式会社　代表取締役　佐藤　文厚

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　七十一頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地

（甲）キリンビバレッジ株式会社

代表取締役　井上　一弘

愛知県清須市寺野花笠一〇〇番地

（乙）中部キリンビバレッジサービス株式会社　代表取締役　加藤　直樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十三頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地

（甲）キリンビバレッジ株式会社

代表取締役　井上　一弘

東京都千代田区神田和泉町一番地

（乙）東京キリンビバレッジサービス株式会社　代表取締役　佐伯　裕充

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の工事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十日

掲載頁　九十三頁（号外第二四七号）

令和七年十一月二十日

兵庫県朝来市和田山町土田五六二番地

（甲）阿野建設株式会社

代表取締役　河本　学司

兵庫県朝来市和田山町土田五六二番地

（乙）株式会社阿野建設

代表取締役　阿野真由美

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により山口トヨタ自動車株式会社（乙、住所山口県山口市小郡下郷九四五番地二）の不動産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　二九一頁（号外第一六八号）

令和七年十一月二十日

山口県山口市小郡下郷九四五番地二

山口トヨタホールディングス株式会社

代表取締役　齋藤　宗房

新設分割公告

当会社は、新設分割により新設する株式会社並木電機（住所長野県岡谷市湖畔二丁目一二番一五号）に対して当社の湖畔事業所の事業に関する権利義務を承継させることに致しました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十日

長野県岡谷市本町一丁目七番二六号

有限会社並木電機工業所

代表取締役　並木　昭夫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ひかりエステート（住所静岡県静岡市葵区安西三丁目二〇番地）に対して当社の不動産の賃貸借、売買及び仲介事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyo-shoshi.jp/modules/doc0/index.php?id=12

令和七年十一月二十日

静岡市葵区慈悲尾四一〇番地の一

東海砿業株式会社

代表取締役　勝池　光子

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する吉村マリン株式会社（住所大阪府豊中市豊南町東四丁目五番一号）に対して当社の有価証券の取得、保有、管理、運用および処分に関する事業、資産管理に関する事業、経営コンサルティングに関する事業の権利義務を承継させることにいたしますので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十一日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　八十四頁（号外第六十九号）

令和七年十一月二十日

大阪府豊中市豊南町東四丁目五番一号

マリンフード株式会社

代表取締役　吉村　直樹

組織変更公告

当組合は、令和七年十月二十五日開催の臨時総会の決議により、一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の名称は一般社団法人小松会といたします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十一月二十日

岩手県八幡平市保戸坂七九番地三

赤坂田牧野農業協同組合

代表理事　北舘　正利